

虐待防止について

1 虐待防止

虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳・人格の尊重が達成せれるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じてください。

虐待の未然防止

介護サービスは高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があります。一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。

虐待等の早期発見

介護サービス事業者は虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。

虐待等への迅速かつ適切な対応

虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があります。当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。

2 虐待防止の措置について

虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施してください。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- イ. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ロ. 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ハ. 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ニ. 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ホ. 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ヘ. 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ト. 上記へにおける再発の防止策を講じた際に、その効果について評価に関すること

なお、運営基準上、委員会の開催結果を従業者に周知徹底を図ることとなっているため、委員会の構成メンバー以外にもその結果を周知できる体制の整備を行ってください。

委員会を実施する際は、以下について留意してください。

- ・ 管理者を含む幅広い職種で構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすること。
- ・ 虐待防止の専門家を委員として採用することが望ましい。
- ・ 虐待の事案については、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限らないため、個別の状況に応じて慎重に対応すること。
- ・ 虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、一体的に設置・運営することも可能。
- ・ 他のサービス事業者との連携により行うことも可能。
- ・ 虐待防止検討委員会は、具体的に次のような事項について検討し、その結果に従業者に周知徹底を図ること。

(2) 虐待の防止のための指針の整備をすること。

虐待防止のための指針には、次のような項目を盛り込むこと。

- | |
|--|
| イ. 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
ロ. 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関すること
ハ. 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
ニ. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
ホ. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
ヘ. 成年後見制度の利用支援に関する事項
ト. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
チ. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
リ. その他虐待の推進のために必要な事項 |
|--|

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

研修を実施する際は、以下について留意してください。

- ・ 指針に基づいた研修プログラムを作成すること。
- ・ 研修を定期的に実施するとともに、新規採用時には必ず研修を実施すること。
- ・ 研修の実施内容について記録すること。

なお、研修の実施も全ての従業者が対象となるため、研修日に参加できなかった従業者に対しても適切な方法により、研修が行われるような体制の整備を行ってください。

(4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

上記(1)～(3)の委員会・指針・研修の措置を適切に実施するために、専任の担当者を置くことが必要です。

また、当該担当者は、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者であることが望ましいです。

なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。

(※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者

3 高齢者虐待防止措置未実施減算について

全ての措置の一つでも講じられていなければ減算となります。

(令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) 問167)

○ 高齢者虐待防止措置未実施減算について

問 167 高齢者虐待が発生していない場合においても、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者置くこと）がなされていなければ減算の適用となるのか。

(答)

- ・ 減算の適用となる。
- ・ なお、全ての措置の一つでも講じられていなければ減算となることに留意すること。

問 168 運営指導等で行政機関が把握した高齢者虐待防止措置が講じられていない事実が、発見した日の属する月より過去の場合、遡及して当該減算を適用するのか。

(答)

過去に遡及して当該減算を適用することはできず、発見した日の属する月が「事実が生じた月」となる。

問 169 高齢者虐待防止措置未実施減算については、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者置くこと）がなされていない事実が生じた場合、「速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から三月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入居者全員について所定単位数から減算することとする。」こととされているが、施設・事業所から改善計画が提出されない限り、減算の措置を行うことはできないのか。

(答)

改善計画の提出の有無に関わらず、事実が生じた月の翌月から減算の措置を行って差し支えない。当該減算は、施設・事業所から改善計画が提出され、事実が生じた月から3か月以降に当該計画に基づく改善が認められた月まで継続する。

- ・また、小規模事業所等における委員会組織の設置と運営や、指針の策定、研修の企画と運営に関しては、以下の資料の参考例（※）を参考にされたい。

（※）社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備-令和３年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例」令和３年度老人保健健康増進等事業、令和４年３月。

○虐待防止委員会及び研修について

問 170 居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業員が１名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的に行なう必要があるのか。

（答）

- ・ 虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的に行なうべきである。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。
- ・ 例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。
- ・ 研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。
- ・ なお、委員会や研修を合同で開催する場合は、参加した各事業所の従事者と実施したことの内容等が記録で確認できるようにしておくことに留意すること。

※ なお、運営規程に「虐待防止のための措置に関する事項」を定める必要もあります。

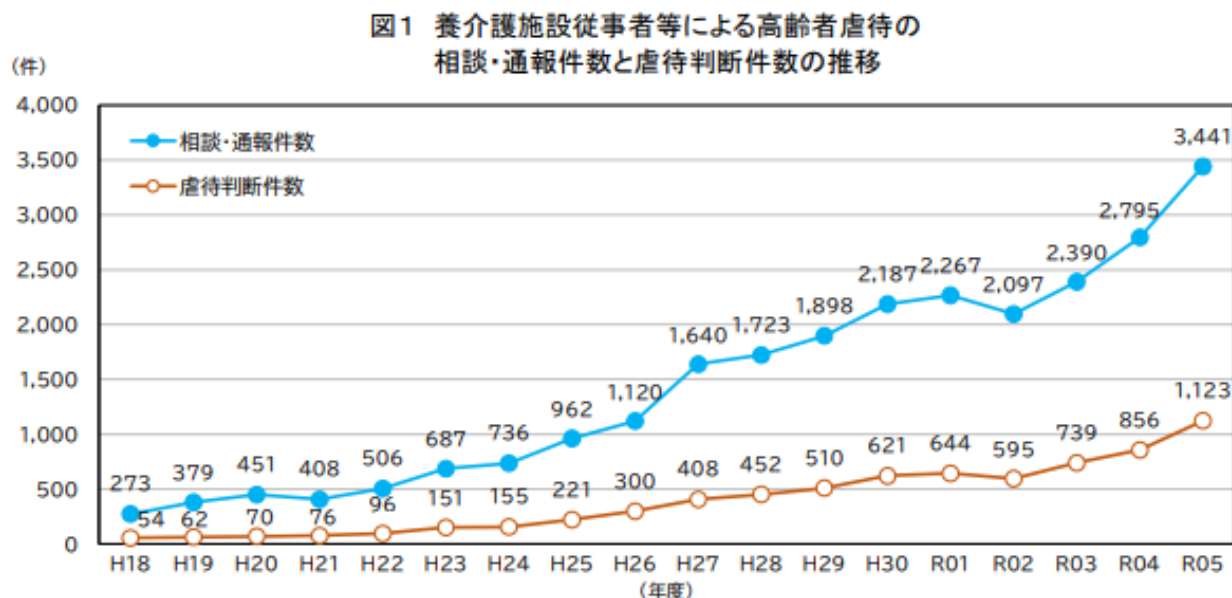
- ・ 虐待の防止に係る組織内の体制（責任者の選定、従業員への研修方法や研修計画）
- ・ 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法

4 養介護施設従業者による高齢者虐待について

(1) 虐待件数

養介護施設従業者等による高齢者虐待については、報道等でもたびたびクローズアップされるなど、深刻な被害を見聞きすることが少なくありません。

以下の図は、厚生労働省において、令和5年度中に新たに相談・通報があった事例を各市町村や都道府県に調査を行った最新の結果であり、相談・通報件数については増加傾向であることが分かります。



(引用) 厚生労働省. 令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

(2) 虐待の発生要因

表8は、厚生労働省において、令和5年度中に新たに相談・通報があった事例を各市町村や都道府県に調査を行った最新の結果であり、虐待の発生要因について、【虐待を行った職員の課題】区分に含まれる項目の割合が高い傾向であることが分かります。虐待の事実が認められた事例の総数 1,123 件のうち、同区分内【職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足】が 77.2%で最も多く、次いで【職員のストレス・感情コントロール】が 67.9%, 【職員の倫理観・理念の欠如】が 66.8%, 【職員の性格や資質の問題】が 66.7%, 【職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足】が 63.6%でした。

しかしながら、虐待発生要因は職員個人の問題のみではなく、【組織運営上の課題】区分も多くあり、組織全体で虐待防止について考えなければなりません。

表 8 虐待の発生要因（複数回答）

		件数	割合(%)
運営法人 (経営層) の課題	経営層の現場の実態の理解不足	513	45.7
	業務環境変化への対応取組が不十分	347	30.9
	経営層の虐待や身体拘束に関する知識不足	344	30.6
	経営層の倫理観・理念の欠如	212	18.9
	不安定な経営状態	89	7.9
	その他	35	3.1
組織運営 上の課題	職員の指導管理体制が不十分	693	61.7
	虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分	675	60.1
	チームケア体制・連携体制が不十分	635	56.5
	職員研修の機会や体制が不十分	558	49.7
	職員が相談できる体制が不十分	519	46.2
	業務負担軽減に向けた取組が不十分	464	41.3
	職員同士の関係・コミュニケーションが取りにくい	454	40.4
	事故や苦情対応の体制が不十分	393	35.0
	高齢者へのアセスメントが不十分	361	32.1
	介護方針の不適切さ	278	24.8
	開かれた施設・事業所運営がなされていない	278	24.8
	その他	40	3.6
虐待を 行った職 員の課題	職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足	867	77.2
	職員のストレス・感情コントロール	763	67.9
	職員の倫理観・理念の欠如	750	66.8
	職員の性格や資質の問題	749	66.7
	職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足	714	63.6
	職員の業務負担の大きさ	520	46.3
	待遇への不満	145	12.9
	その他	34	3.0
被虐待高 齢者の状 況	認知症によるBPSD(行動・心理症状)がある	597	53.2
	介護に手が掛かる、排泄や呼び出しが頻回	595	53.0
	意思表示が困難	424	37.8
	職員に暴力・暴言を行う	228	20.3
	医療依存度が高い	86	7.7
	他の利用者とのトラブルが多い	85	7.6
	その他	71	6.3

(注)都道府県が直接把握した事例を含む1,123件に対するもの。

「その他」には、「運営法人(経営層)の課題」では、通報等に係る対応不備、人材不足など、
「組織運営上の課題」では、人材不足、虐待防止・対応体制の不備など、
「虐待を行った職員の課題」では、職員の個人的要因、認識不足など、
「被虐待高齢者の状況」では、性格傾向、介護拒否、意思疎通困難などが含まれる。

(引用) 厚生労働省、令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づ
く対応状況等に関する調査結果（添付資料）

(3) 虐待の内容

次の表では、類型別に高齢者虐待に該当する行為を例示しています。ただし、ここに例示する行為のみが
高齢者虐待に該当するわけではありませんが、どのような行為が虐待にあたるか御確認いただき、施設・事
業所における研修や委員会にて共有や協議を行ってください。

区分	具体的な例
身体的虐待	① 暴力的行為 ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など ② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為 ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 など ③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制
区分	具体的な例
介護・世話の放棄・放任	① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など ② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為 ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 など ③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など ④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置 ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 など ⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること
区分	具体的な例
心理的虐待	① 威嚇的な発言、態度 ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言い脅す。 など ② 侮辱的な発言、態度 ・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。

心理的虐待	・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ、ナースコール等は無視する。 ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。 など ④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 など ⑥ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為 ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 など ⑦ その他 ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など
区分	具体的な例
性的虐待	○ 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要 ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など
区分	具体的な例
経済的虐待	○ 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など

厚生労働省の調査によると、表17のとおり、虐待の種別（複数回答）は「身体的虐待」が51.3%と最も多く、次いで「心理的虐待」が24.3%、「介護等放棄」が22.3%、「経済的虐待」が18.2%、「性的虐待」が2.7%という結果になっています。

旭川市が行った虐待による行政処分等においても、身体的虐待によるものが全体の大部分を占めますが、最近では介護職員等が利用者の金銭を私的に使用するなどの経済的虐待によるものも増えています。

表17 虐待の種別（複数回答）

	身体的虐待	（うち身体的拘束等）	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	1,198	(598)	521	568	63	424
割合(%)	51.3	(25.6)	22.3	24.3	2.7	18.2

(注)割合は、被虐待高齢者が特定できなかった74件を除く1,049件における被虐待高齢者の総数2,335人に対する集計(表18～24も同様)。ただし、1人の被虐待高齢者に対し複数の虐待の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数2,335人と一致しない。

(引用) 厚生労働省. 令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（添付資料）

5 身体拘束等の廃止

(1) 身体拘束について

運営基準上、「当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められていますが、これは「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られます。しかしながら、身体拘束は、高齢者本人の身体や精神に重大な影響を及ぼすおそれがあり、人権侵害に該当する行為を考えられます。正しい知識をもとに、施設・事業所においても以下を参考に慎重な判断を行ってください。

以下の三つの要件を全て満たす状態であることを「身体拘束廃止委員会」等のチームで検討、確認し記録を必ず残してください。

切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

※ 「切迫性」の判断を行う場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響等を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを、確認する必要があります。

非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと

※ 「非代替性」の判断を行う場合には、いかなるときでも、まずは身体拘束を行わずに介護する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命または身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数スタッフで確認する必要があります。

また、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行われなければなりません。

一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※ 「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

(2) 身体拘束の手続きについて

ア 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、担当のスタッフ個人（または数名）では行わず、施設全体としての判断が行われるように、あらかじめルールや手続きを定めておくことが重要です。特に、施設内の「身体拘束廃止委員会」といった組織において事前に手続きを定め、具体的な事例についても関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断する態勢を原則としてください。

イ 利用者本人や家族に対して、

- ・身体拘束の内容
- ・目的
- ・理由
- ・拘束の時間
- ・時間帯
- ・期間

などをできる限り詳細に説明し、十分に理解を得るよう努めてください。その際には、施設長や医師、その他現場の責任者から説明を行うなど、説明手続きや説明者について事前に明文化してください。

ウ 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に満たさなくなった場合には直ちに解除することが必要です、この場合には、実際に身体拘束を一時的に解除して状態を観察するなどの対応をとることが重要です。

(3) 身体拘束を行う場合の記録について

緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には

- ・態様
- ・時間
- ・利用者の心身の状況
- ・緊急やむを得なかった理由

を記録しなければなりません。また、具体的な記録については、厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」から発出されております「身体拘束ゼロへの手引き」の24、25ページの様式を用いるものとし、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に関わる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、ケアスタッフ間、施設全体、家族等関係者の間での直近の情報を共有してください。

(4) 身体拘束の具体例

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転倒しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・移管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・移管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるとうないすを使用する。

- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」参照

☑「緊急やむを得ない場合」というのはあくまでも例外的な緊急対応措置であると捉える必要があります。家族等からの同意書等があるという理由で長期間にわたって身体拘束等を行ったり、施設として身体拘束廃止に向けた取り組みを怠ることなども指定基準等に違反する行為となります。

(5) 事例

- ・ 身体拘束等を行うことについて、利用者本人や利用者家族に対する同意等がなかった。
 - 利用者本人や利用者家族に対し説明を行うことについて、口頭ではなく書面で説明を行い、同意を得てください。
- ・ 身体拘束等を行うことについての同意は得たが、身体拘束等を行う期間について説明がなかった。
 - 身体拘束等を行う場合は必ず期間の設定（解除予定日の設定）を行い、その後、身体拘束等の必要性について再検討を行ってください。

緊急やむを得ない場合を除いた身体拘束は虐待です。

6 身体拘束廃止未実施減算について（一部サービスのみ）

身体拘束未実施減算については、事業所において身体拘束等が行われていた場合ではなく、身体的拘束等を行った場合の記録を行っていない場合（5(3)）及び身体的拘束等の適正化を図るための措置（6(1)から(3)）を講じていない場合（全ての措置の一つでも講じられていない場合）に、利用者全員について所定単位数から減算することになります。

○ 対象サービス

- ・ 特定施設入居者生活介護
- ・ 認知症対応型共同生活介護
- ・ 介護老人福祉施設
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・ 短期入所生活介護（※）
- ・ 小規模多機能型居宅介護（※）
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護（※）

※ 短期入所生活介護，小規模多機能型居宅介護，看護小規模多機能型居宅介護については，令和7年3月31日までは経過措置に伴い，減算の適用はされません。

○ 身体拘束廃止未実施減算の適用について

問 1 利用者に対して身体的拘束等をしていない場合においても、身体的拘束等の適正化を図るための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の実施）がなされていなければ減算の適用となるのか。

(答)

減算の適用となる。

なお、施設系サービス及び居住系サービスにおいても同様である。

問 3 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合の検討には、三つの要件（切迫性、非代替性、一時性）全てを満たすことの記録が確認できれば減算の適用となるのか。

(答)

減算の適用となる。

また、三つの要件については、以下を参考にされたい。

「切迫性」とは、利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

「非代替性」とは、身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

「一時性」とは、身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

なお、訪問系サービス及び通所系サービス等について、減算の適用はないが、当該要件を満たした記録の確認ができない場合は、指導の対象になることに留意されたい。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

- ・ 「身体的拘束適正化検討委員会」とは身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、委員会の構成メンバーは、事業所の管理者及び従業者より構成する場合のほか、これらの職員に加えて、第三者や専門家を活用した構成することが望ましいです。その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等も考えられます。
- ・ 関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。
- ・ 報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要であり、具体的には次のようなことを想定しています。

- イ. 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。
- ロ. 従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。
- ハ. 身体的拘束等適正化検討委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析すること。
- ニ. 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。
- ホ. 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- ヘ. 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための**指針を整備**すること。

「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込んでください。

- イ. 施設における身体的拘束適正化に関する基本的考え方
- ロ. 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ハ. 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ニ. 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
- ホ. 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ヘ. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ト. その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

(3) 身体拘束等の適正化のための**研修**を定期的に実施すること。

- 身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとしてください。
- 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要です。
- 研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えありません。

(4) 令和6年度介護報酬改定の内容について

次の内容は、令和6年4月1日より義務化された事項及び義務化に伴い新たに適用される減算についてです。

概要

【ア：短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ：訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

- 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。
- ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
- イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。【省令改正】

基準

- 短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定する。
 - ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

単位数

【短期入所系サービス★、多機能系サービス★】

<現行>

なし

<改定後>

身体拘束廃止未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、短期入所系・多機能系サービスは所定単位数から平均して9単位程度/日の減算となる。

算定要件等

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること
- 全ての施設・事業所で身体的拘束等の適正化が行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に身体的拘束等の適正化に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて身体的拘束等の適正化の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、身体的拘束等の適正化に向けた取組の強化を求める。

7 旭川市での虐待事例について

(1) 身体的虐待

ア 利用者の手足を掴んだことで、両腕にアザができた。

イ トイレへの移乗介助の際に、複数回の利用者の右頭部を壁にぶつけ怪我をさせて、トイレ使用後車椅子へ移乗の際も、同様に壁に頭をぶつけ移乗させ、移乗後本人が洗面台をつかんでいるにも関わらず車椅子を強引に引っ張る行為があった。

ウ 利用者の左ほおを平手打ちした。

エ 利用者がベッドで寝ていたところ、職員がそのベッド下部を蹴飛ばし、ベッドを破損させた。

オ 利用者の服を無理矢理脱がせ、後頭部を小突いた。

カ 徘徊等の行動を抑制することを目的として、利用者には処方されていない向精神薬を服用させた（当該行動を抑制する行為は身体的拘束又はその他入居者の行動を制限する行為）。

(2) 介護・世話の放棄・放任

入浴介助の際、利用者を１人で長時間入浴させ、その間見守りをせず他の業務を行っていた。

(3) 心理的虐待

利用者が「洗濯して返してもらってない」と訴えた後で、職員が居室内で当該衣服を見つけた際、利用者が「勘違いでした、すみません」と謝罪したのに対し、職員が「ちゃんと探してから言えよ、本当に不快だ!」と怒鳴った。

(4) 経済的虐待

ア 利用者の通帳等の重要物品は原則として預からないこととなっているが、法人に無断で預かり、親族がいないなどのやむを得ない事情がある場合は、通帳等の重要物品を法人にて預かることとなったが、当該施設の管理者がそれまで預かっていた利用者の通帳や印鑑を家族等へ返却せず、金融機関から複数回お金を引き出し、５８０万円程度私的に使用した。

イ 有料老人ホームの職員が、当該施設として管理している入居者の通帳を使用し、口座から数百万円を引き出し、私的に使用した。

運営する法人では、重要物品の預かりを行う入居者については、職員に対し、適切な管理を行っているかの監査を定期的に行っていたが、当該職員が、通帳の写しを監査時に提出しなかった及び無断で引き出した現金を入居者に返却したものとする虚偽の返却証を作成したことにより、法人の監査で把握することができなかった。

ウ 利用者の同意を得ず、複数の金融機関から３５０万円程度お金を引き出した。

8 最後に

高齢者虐待は、虐待を行った職員個人が必要な知識や技術を習得していなかったり、専門職に必要な倫理を理解していなかったり、ストレス対処面での問題等が直接的な原因として発生している場合が多いと考えられますが、その背景には組織運営面において何らかの課題があると考えて対処する必要があります。虐待が発生した原因を、職員個人の問題に帰せず、**組織の問題として捉えることが重要です**。

事業者の皆様には、虐待防止について必要な措置の再徹底をお願いいたします。

担当 旭川市福祉保険部 指導監査課 介護担当

TEL: 0166-25-9849

E-mail: shido-kaigo@city.asahikawa.lg.jp